

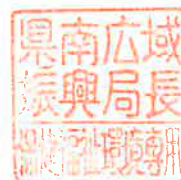
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県一関市宮下町8番11号

氏名 大森工業株式会社 代表取締役 大森 琢哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 細川 倫史



許可の年月日 平成31年 3月30日

許可の有効年月日 令和 6年 3月29日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

## 2. 許可の条件

以下余白

## 3. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年	3月30日	当初許可
平成6年	3月30日	更新許可
平成11年	3月30日	更新許可
平成16年	3月30日	更新許可
平成21年	3月30日	更新許可
平成26年	3月30日	更新許可
平成30年	8月23日	変更許可
平成31年	3月30日	更新許可

以下余白

## 4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

(以下、裏面記載)

以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白